

学術賞規程

第1条（趣旨）

本規程は、学術賞選考委員会規程に基づき授与する日本高血圧学会学術賞
[英文名:Japanese Society of Hypertension Established Investigator Award]
(以下「学術賞」という)について定める。

第2条（授賞の対象）

1. 学術賞は、日本高血圧学会(以下「本会」という)会員で高血圧学の進歩に寄与する顕著な研究を發表し、将来発展の期待される研究者に対して授与する。ただし、研究業績はその主要部分が日本国内で行われたものに限る。
2. 学術賞受賞者は、会員歴及び研究歴5年以上で、受賞の暦年の4月1日において満45歳未満の者とする。
3. 学術賞授与は毎年原則1名とする。

第3条（選考）

学術賞受賞者の選考は、別に定める「学術賞受賞者選考細則」による。

第4条（授賞式及び講演会）

1. 学術賞受賞者には各々賞状及び副賞15万円を贈る。
2. 学術賞受賞者は、学術総会においてその業績について受賞講演を行い、かつ、Hypertension Research に受賞業績に関する総説を投稿する。

第5条（変更）

この規程の変更は、理事会の議決による。

附 則

この規程は平成22年10月16日より施行する。

平成23年8月7日一部改定